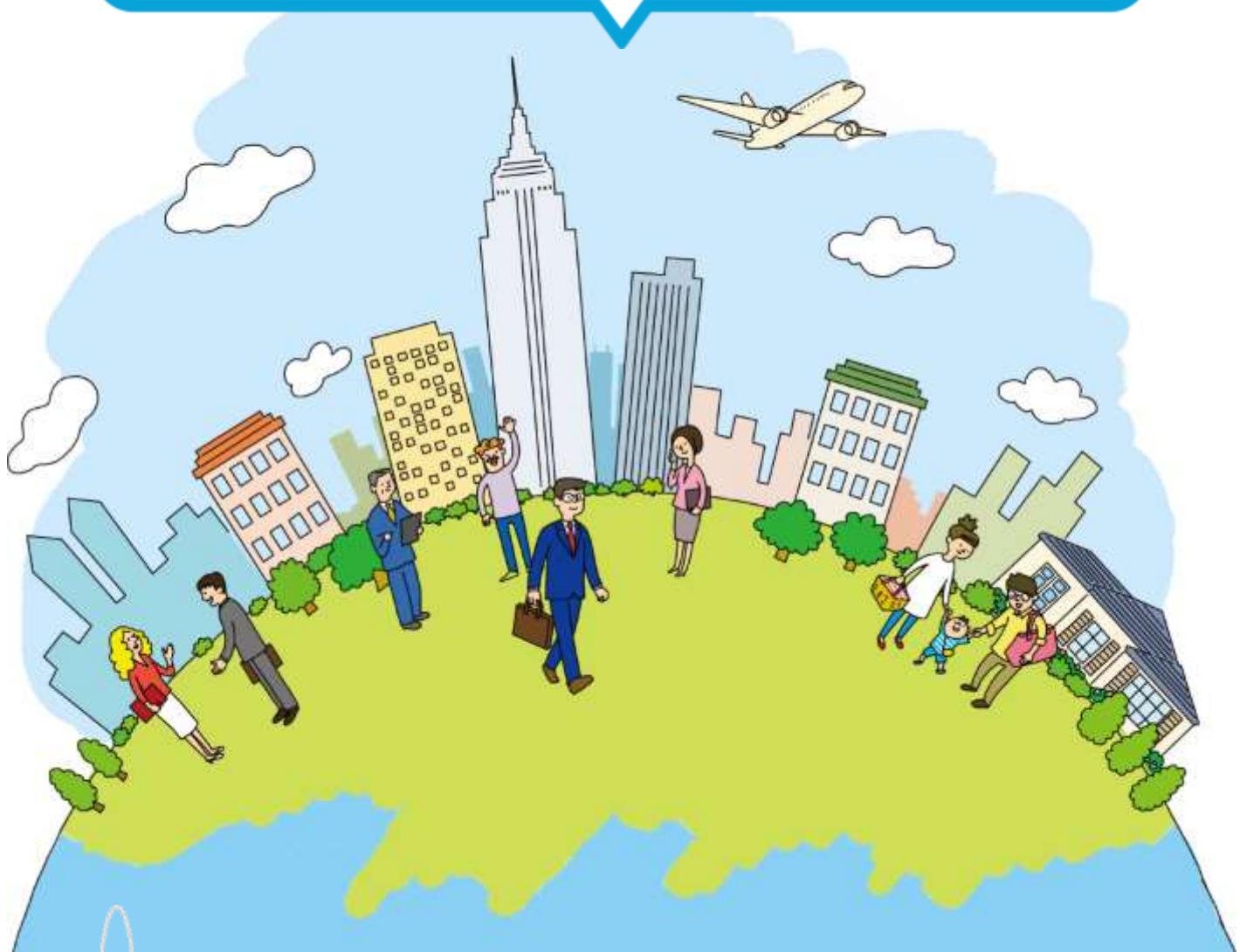


海外渡航の てびき



海外渡航を予定されているお客さまは
必ずお読みください

海外渡航時に必要な、保険に関するお手続きや
保険金等請求の方法をご説明します



海外渡航の前に、 必ずお読みください。

いつもかんぽ生命をご利用いただきまして、
誠にありがとうございます。
本冊子は、海外渡航を予定されているお客様に
事前にご準備いただきたいことや
海外渡航中に保険金等の
支払事由が発生した場合の
手続きなどをまとめたものですので、
ご活用いただければ幸いです。



このてびきは長期間の海外渡航についての内容です。
海外に永住する場合は別途お問い合わせください。

永住に伴い解約される場合は郵便局またはかんぽ生命の支店において手続きをお願いします。なお、保険契約者さまが日本国内での請求を行うことが困難な場合は、日本国内の代理人さまを通じて手続きを行ってください。

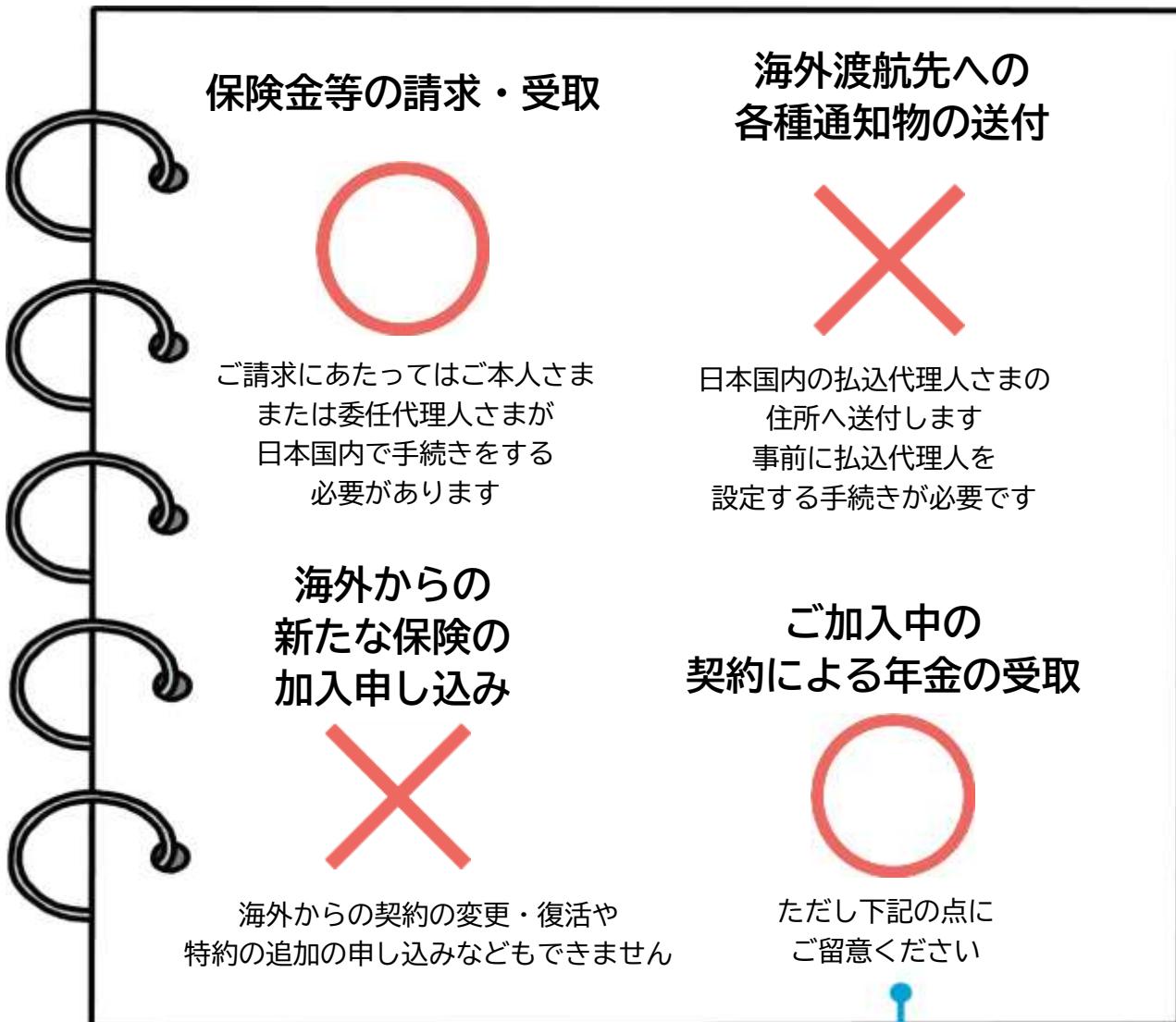


※本冊子に記載されている「ご加入されています保険」および「保険契約」には、かんぽ生命の保険商品のほか、かんぽ生命が独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から委託され管理している簡易生命保険契約を含みます。
※保険契約に関する各種手続きは、海外渡航されるお客様につきましても日本国内の法令等の定めるところにより行います。

知って
おきたい！

海外渡航中に

○ できること ✖ できないこと



現況届のご提出について

年金は、年金受取人さまのご生存をお支払いの要件としており、その確認のため年1回ご提出をお願いする書類を「現況届」といいます。

現況届は代理人の方からご提出いただくことも可能ですが。

1年以内*に発行された年金受取人の生存の事実を確認できる書類が必要です。
(例) 1年以内に発行された年金受取人の戸籍抄(謄)本等

*初回または保証期間満了後最初の生存確認時等の場合は、1か月以内に発行された書類が必要になります。



源泉徴収税免除のお取り扱いについて

海外渡航先の国と日本の間で「租税条約」を締結している場合、「租税条約に関する届出書」等をかんぽ生命経由で税務署へご提出いただくことで、年金をお支払いする際の源泉徴収税が免除される取り扱いがあります（条約内容によっては免除されないこともあります。）。

- 租税条約の締結状況等については、日本国内の税務署等にお問い合わせください。
- 「租税条約に関する届出書」等が必要なときは、かんぽ生命にご連絡ください。

▶問い合わせ先 P.20



海外渡航 早分かりチャート

海外渡航前



出発までにすること

海外に長期滞在するときは事前につきの準備を行いましょう。

✓ 払込代理人を設定しましょう

通知物の送付時にも必要となりますので必ず設定してください。

✓ 払込方法を確認しましょう

保険料が未払いとなり保険契約が失効することがないように必ずご確認ください。払込みがお済みの方は不要です。

✓ 保険証券などを準備しましょう

お手続きの必要が生じたときに“ないと困る”書類等をご説明します。

✓ 必要書類を提出しましょう

海外渡航先が米国である場合など、海外渡航の状況により必要書類の提出をお願いすることがあります。

✓ 各種登録を行いましょう

海外渡航前に「マイページ」や振込先口座、ご家族登録制度の登録を行っておくといざというとき安心です。

P.6

P.6

P.6

P.7

P.7

P.8

保険金などを受け取るには

必要書類をよくご確認の上、
郵便局またはかんぽ生命支店でお手続きください。

- ✓ 保険金などを請求する P.10
- ✓ 委任代理人に手続きを委任する P.11

保険金等請求の必要書類

- 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金 P.12
- 死亡保険金・死亡給付金 P.14
- 解約返戻（還付）金・失効返戻（還付）金 P.16
- 満期保険金・生存保険金・学資祝金 P.17



帰国されたら

保険契約者さまの帰国後の住所が払込代理人さまの住所と異なる場合は手続きが必要となります。

- ✓ 帰国後のお手続き P.19

P.19

P.19



いざというときのお問い合わせ先

- 保険金等請求の必要書類一覧 P.20
- そのまま使える！必要書類様式集 P.21
- 別冊



出発までにすること



✓ 払込代理人を設定しましょう

日本国内での払込代理人を設定してください。保険契約者さまの海外渡航中は、保険契約に関するかんぽ生命からのお知らせ等は**払込代理人設定届**により届出いただいた払込代理人さまの住所あてに送付いたします。

※ かんぽ生命からのお知らせ等を払込代理人さまの住所宛に送付するほか、払込代理人さまが保険料の
払込みを代わりに行っていただくことができます。

払込代理人の設定のしかた

保険契約者さまが払込代理人
設定届 **様式1** に記入



払込みが完了している契約についても必ずお手続きをお願いします。

保険契約者さまが
郵便局または
かんぽ生命支店へ提出



通知物は払込代理人さま住所に
届きます
(宛名は保険契約者さま)



※払込代理人さまと保険契約者さまの名字が
異なる場合は、住所の最後に「様方」を入れ
て送付いたします。

✓ 払込方法を確認しましょう

海外渡航期間中の保険料は、つぎの方法で払い込んでください。
保険契約が失効しないようよくご確認ください。

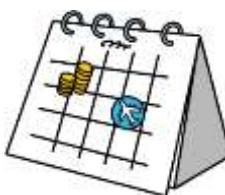
保険料の払込方法

口座払込み



日本国内の金融機関の保険契約
者名義の口座から払い込む方法
(残高不足にご注意ください。)。

前納払込み



海外渡航前に、渡航期間分の保
険料をまとめて払い込むこと
ができます(実際の海外渡航期
間より長めの期間分のお払い
込みをおすすめします。)。

払込代理人さまによる 窓口払込み



あらかじめ設定した払込代理人
さまが保険契約者さまに代わ
って保険料を窓口で払い込む方法。

団体払込み(財形保険を含みます。)をご利用されている場合

所属団体での給与控除または、保険料の取りまとめが必要などの要件がありますので、海外渡航される前
に必要な手続きについて所属団体にお問い合わせください。

出発までにすること



✓ 保険証券などを準備しましょう

海外渡航中に各種請求のお手続きをする場合に備えて、次の書類等を取り揃えておきましょう。

①

保険証券▶注1
(保険証書)

②

ご印章(認印)



③

保険契約者の
本人確認書類

旅券(パスポート)▶注2、
運転免許証、
個人番号カード等

▶注1 「保険証券(保険証書)」を紛失している場合は、事前にお近くの郵便局またはかんぽ生命の支店で再発行のお手続きをお願いいたします。

なお、英訳による保険契約の証明書も発行可能です。

▶注2 2020年2月4日以降に発給申請した旅券(パスポート)には所持人記入欄がないため、現住所が確認できる他の証明書類が必要となります。

✓ 必要書類を提出しましょう

下記の2つのケースをはじめ、海外渡航の状況により必要書類の提出をお願いすることがあります。

※払込代理人の設定の際に、あわせてご提出をお願いいたします。

書類の提出が必要なケース1

海外に渡航することにより、お客様の居住地国に異動があった場合には、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、お客様の氏名・住所(名称・所在地)、居住地国等を記載した届出書 様式2 をご提出いただく必要があります。

参考 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」とは…
https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/inf_aeoi.html

書類の提出が必要なケース2

米国の「FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) (日本名：外国口座税務コンプライアンス法)」に基づき、お客様が米国に渡航される場合には、必要書類 様式3 をご提出いただく必要があります。

参考 「FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) (日本名：外国口座税務コンプライアンス法)」とは…
https://www.jp-life.japanpost.jp/policy/inf_fatca.html

出発までにすること



✓ 各種登録を行いましょう

海外渡航前にさまざまな登録を行っておくと、お手続きなどの際スムーズです。特にご家族登録制度は、災害時の連絡等に重要となるため、出発前に必ず登録するようにしてください。

① 保険契約者さま専用サイト「マイページ」に登録する

「マイページ」とは、かんぽ生命及び簡易生命保険の個人の保険契約者さまを対象とした無料^{*1}のインターネットサービスです。「マイページ」でご契約内容の確認や各種お手続きができます。^{*2}

マイページでできること



くわしくは、かんぽ生命ホームページ「マイページでお手続きいただける手続き一覧」をご覧ください。

*1 通信料はお客さま負担となります。

*2 マイページのご登録には日本国内の電話番号が必要です。

海外ではSMSによる二要素認証が通らない可能性がありますので、出発前にご登録いただきますようお願いいたします。

*3 国外での入院等については、マイページでのお手続きができないため、お近くの郵便局にお問い合わせください。

② 保険金等の振込先口座を指定する

ご加入の保険がこれから満期を迎える場合など、保険金等をお受け取りいただくための振込先口座をあらかじめご指定いただくと、改めてお手続きをすることなく、ご指定の口座でスムーズにお受け取りいただけます。郵便局またはかんぽ生命支店でお手続きください。

振込先口座の指定・変更は、**以下の条件を満たしている場合に限り**行えます。

ただし、ご契約の状況によってはご指定いただけない場合があります。

- 保険契約者さま名義の日本国内の金融機関の口座であること
- 保険契約者さまと保険金受取人さまが同一人であること
- 法人が保険契約者となる契約、年金支払事由が発生した契約、確定拠出年金保険契約、財形保険契約、職域保険契約ではないこと

※ご指定いただける振込先口座は保険契約者さま名義の金融機関口座に限ります。

※保険金の種別等によっては、振込先口座での自動着金の対象とならない場合があります。

出発までにすること



③ ご家族登録制度にもとづきご家族の登録をする

ご家族登録制度とは

大切なご契約についてご家族がサポートできる制度です。

保険契約者さまに代わり、登録されたご家族がご契約内容を確認できます。▶注1,2

▶注1 原則として契約関係者さま以外には、ご契約内容等に関する情報をお伝えしておりません。

▶注2 ご契約内容のお問い合わせは、郵便局へお越しいただくか、かんぽコールセンターへお電話ください。

▶問い合わせ先 P.20

こんなときご連絡します

災害時等、保険契約者さまと連絡が取れない場合に、郵便局もしくはかんぽ生命から登録されたご家族にご連絡し、状況や新しい連絡先を確認いたします。

ご家族として登録できる方

つぎの範囲内で1契約につき1人の方を登録できます。

いずれの場合も日本国内にお住まいの方に限ります。



※1 3親等以内の親族の例：子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、伯叔父母、甥姪

※2 指定代理請求制度とは、病気で意思表示ができない等の事情でご本人が保険金のご請求等を行うことができない場合、あらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が保険金のご請求等をできる制度です。

保険金などを受け取るには

保険金などを請求する

保険金などの請求手続きの方法は、つぎの2通りです。

次ページ以降に記されている保険金の種類に応じた必要書類の原本をご用意ください。
なお、「写し」と記載されているもの以外はすべて原本をご用意いただく必要があります。

海外渡航中



委任代理人さまが
郵便局またはかんぽ生命支店で
お手続きする

帰国後



受取人さま本人
または委任代理人さまが
郵便局またはかんぽ生命支店で
お手続きする

●海外で発生した死亡・入院等を原因として保険金等の支払請求をされる場合、翻訳等を含め、支払まで審査に1か月程度の時間を要します。

また、郵便局を通じてご提出いただいた書類等について、あらためてご連絡をさせていただく場合があります。

●海外で発生した死亡・入院等を原因として保険金等の支払請求をされる場合、日本国内で発生した場合に比べ、必要書類が多くなります。不明な点がございましたらご請求される前にお問い合わせください。

●必要書類には海外渡航先の現地でなければ取得できない書類（診断書、交通事故証明書、死亡証明書）が含まれます。帰国後に支払請求をされる場合はご注意ください。
不明な点がございましたら帰国される前に必要書類をお問い合わせください。

▶問い合わせ先 P.20

●保険金等の振込先は日本国内金融機関の口座とさせていただきます。海外口座への送金はできませんのでご了承ください。

保険金などを受け取るには

✓ 委任代理人に手続きを委任する

契約関係者ご本人さまが、海外渡航中などでお手続きに来られない場合には、ご本人さまから委任を受けた「委任代理人」さまが、かんぽ生命の手続きの一部を代理で行うことができます。

※委任代理人は払込代理人設定届により届出いただいた払込代理人とは異なります。

お手続きを委任するにはつぎの書類が必要です

委任する方（契約関係者ご本人さま）が用意

① 委任する人 の 委任状 様式4

委任する方（委任者）
ご本人がすべて
記入してください。

② 委任する人 の 委任の意思を確認できる書類

印鑑登録証明書（発行後6か月以内）、
在留証明書（発行後6か月以内）、サイン証明書
(発行後6か月以内)、旅券（パスポート）、
運転免許証、個人番号カード 等

▶チェック③ (P.18) ※顔写真のない証明書類の場合、
2種類ご用意いただく場合が
あります。

委任代理人さまが用意

③ 委任代理人 の 本人確認書類

運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等

▶チェック① (P.18)

※こちらに記載の証明書類のご用意が難しい場合は、かんぽコールセンターにご相談ください。
なお、回答にお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶問い合わせ先 P.20

委任状 様式4 記入のポイント

「必要書類様式集」の 様式4 も併せてご確認ください。



委任状を作成した日付を記入してください。

現住所（海外に在住の場合は、海外の住所）を記入してください。

印鑑登録証明書を提出する場合は、同じ印鑑を押してください。
公的な証明書類としてサイン証明書を提出する場合は、サインを
記入してください。

※海外の住所にかんぽ生命からのお知らせ等を送付することができ
ませんので、日本で連絡のつく送付先を事前に委任代理人
さまにお伝えいただく必要があります。



委任する方（委任者）ご本人さまが
すべての欄をご記入ください。

目 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金

① 保険証券
(保険証書)

保険証券（書）のご提出ができない場合でも、保険証券（書）記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただけます。

② 受取人 の
本人確認書類

運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等
▶チェック① (P. 18)

③ 被保険者 の
生年月日
確認書類

健康保険被保険者証、
運転免許証等
▶チェック② (P. 18)

④ 受取人 の
預貯金通帳
または
キャッシュカード

口座番号が記載されて
いるもの（海外銀行は不可）
▶注1, 2 (P. 13)

⑤ 被保険者 の
入院・手術証明書
(診断書) 様式 5
または
英文訳の入院証明書
(診断書) 様式 6
▶注3 (P. 13)⑥ 被保険者 の
旅券（パスポート）
原本が提出困難な場合は
旅券（パスポート）の
写し+理由書
様式 7⑦ 被保険者 の
医療機関の領収書
(明細書・請求書も可)
※治療を受けた期間の
記載がされていること
▶注4 (P. 13)
提出困難な場合は
理由書 様式 8⑧ 被保険者 の
日本国外における
入院等に係る事実
確認の同意書 様式 9

※入院した国の使用言語により
必要書類の様式が異なります。
英語・中国語以外の様式
が必要な場合はお問い合わせ
ください。



不慮の事故で傷害を受けた場合
交通事故の場合⑨⑩どちらもご提出ください。

⑨ 被保険者 の
事故報告書
(交通事故用・その他用)

<交通事故の場合>

⑩ 被保険者 の
交通事故証明書
警察等公的機関発行の
交通事故証明書等*

学資保険の場合のみ
(成人保険・育英年金付を含む。)

⑪ 保険契約者 の
生年月日
確認書類

健康保険被保険者証、
運転免許証等
▶チェック② (P. 18)

ご請求手続きをされる方が相
続人、指定代理請求人、事務管
理者等の場合や夫婦保険のご
請求をされる場合は、続柄が
確認できる戸籍抄（謄）本等が
必要となりますので、ご不明
な点等がございましたらお問
い合わせください。

▶問い合わせ先 P. 20

*交通事故証明書の交付を受けていないときは、証明書の提出は不要ですが、この場合は、事実の確認のため、
期間を要することがあるほか、被保険者さまに対して別の書類や別の証明書の提出を求めることができます。

+ 委任代理人さまが手続きする場合 上記に加えてつきの書類をご用意ください

⑫ 委任代理人 の
本人確認書類
運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等
▶チェック① (P. 18)⑬ 委任する人 の
委任状 様式 4⑭ 委任する人 の
委任の意思を確認できる書類

印鑑登録証明書（発行後6か月以内）、
在留証明書（発行後6か月以内）、サイン証明書
(発行後6か月以内)、旅券（パスポート）、
運転免許証、個人番号カード 等
▶チェック③ (P. 18)

※顔写真のない証明書類の場合、
2種類ご用意いただく場合が
あります。



- ▶注1 登録済の振込先口座への振込を希望される場合は、ご提示不要です。
- ▶注2 受取人は被保険者です。ただし、2014年4月2日以降にご加入いただいている学資保険契約の場合は、保険契約者が受取人になります。
- ▶注3 指定の様式以外の入院・手術証明書でも支払請求は可能です。この場合、かんぽ生命所定の入院・手術証明書において証明を求めている事項と同程度の事項が記載されている必要があり、記載事項の要件が満たされているときは、指定の様式と同様に請求を受理することができます。また、その医療施設等の名称・所在地・医師の氏名・医師のサイン（または押印）が記載されているものに限ります。なお、要件を満たした場合、入院・手術証明書によらず入院事情書、手術事情書、入院・手術事情書による支払請求が可能です。入院事情書等の詳細についてはお問い合わせください。
- ▶問い合わせ先 P.20
- ▶注4 領収書には、被保険者さまの氏名、治療を受けた病院名、治療を受けた期間の記載があることをご確認ください。



入院とは？

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

死亡保険金・死亡給付金

① 保険証券 (保険証書)

保険証券（書）のご提出ができない場合でも、保険証券（書）記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただけます。

⑤ 被保険者 の 旅券(パスポート) 原本が提出困難な場合は 理由書 様式 7

お亡くなりになられたのが 2016 年 1 月 1 日以前の場合や、
国外滞在などで国内に住民票がない場合は不要

⑨ 保険契約者 の 個人番号(マイナ ンバー)カード 通知カード等 現住所・現氏名で 登録されているもの 個人番号通知書は不可

※保険契約者の本人確認書類が必要になる場合があります。

学資保険の場合のみ
(成人保険・育英年金付を含む。)

⑬ 保険契約者 の 生年月日 確認書類 健康保険被保険者証、 運転免許証等 ▶チェック② (P. 18)

② 受取人 の 本人確認書類 運転免許証、 個人番号カード、 旅券(パスポート)等 ▶チェック① (P. 18)

③ 被保険者 の 住民票(除票) または 戸籍抄(謄)本 お亡くなりになった日の 確認ができるもの

④ 被保険者 の 現地医療機関等が発行した 死亡証明書 様式 11 簡易生命保険契約の場合は、 死亡届の記載事項証明書 でも可 ▶注 1

⑥ 被保険者 の 国外への渡航経緯 および死亡理由書 様式 12 様式外のものでも可 受取人が記入

⑦ 被保険者 の 日本国外における 入院等に係る事実 確認の同意書 様式 9 受取人が記入 ※死亡した国の使用言語により必要 書類の様式が異なります。英語・中 国語以外の様式が必要な場合はお問 い合わせください。

⑧ 受取人 の 預貯金通帳 または キャッシュカード 口座番号が記載されて いるもの(海外銀行は不可) ▶注 2

不慮の事故で傷害を受けた場合
交通事故の場合 ⑨⑩どちらもご提出ください。

⑪ 被保険者 の 事故報告書 (交通事故用・その他用)

〈交通事故の場合〉

⑫ 被保険者 の 交通事故証明書 警察等公的機関発行の 交通事故証明書等* 様式 10

*交通事故証明書の交付を受けていないときは、証明書の提出は不要ですが、この場合は、事実の確認のため、期間を要することがあるほか、被保険者さまに対して別の書類や別の証明書の提出を求めることがあります。



ご請求手続きをされる方が相続人、指定代理請求人、事務管理者等の場合や夫婦保険のご請求をされる場合は、続柄が確認できる戸籍抄(謄)本等が必要となりますので、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

▶問い合わせ先 P. 20



十 委任代理人さまが手続きする場合 上記に加えてつぎの書類をご用意ください

⑫ 委任代理人 の 本人確認書類 運転免許証、 個人番号カード、 旅券(パスポート)等 ▶チェック① (P. 18)

⑬ 委任する人 の 委任状 様式 4

⑭ 委任する人 の 委任の意思を確認できる書類

印鑑登録証明書(発行後 6 か月以内)、
在留証明書(発行後 6 か月以内)、サイン証明書
(発行後 6 か月以内)、旅券(パスポート)、
運転免許証、個人番号カード等

▶チェック③ (P. 18)

※顔写真のない証明書類の
場合、2種類ご用意いた
く場合があります。

▶注1 「死亡届の記載事項証明書」を使用される場合は下記にご留意ください。

●死亡届の記載事項証明書とは

「日本国内の市区町村長に提出した死亡診断書、死体検案書もしくは検視調書に記載した事項の証明書」（日本国内の地方法務局の長が作成したものを含みます。）のことです。簡易生命保険契約の死亡保険金の支払請求の場合に限って交付を受けることができます。

●死亡届の記載事項証明書の入手方法

日本国内の市区町村（一定期間経過後は日本国内の地方法務局）で交付を受けることができます。申請される際は、簡易生命保険契約の保険証書（複数の保険契約について死亡保険金をご請求される場合はすべての保険証書）をご用意ください。

●死亡届の記載事項証明書でご請求される場合

- 交付された書類一式を外さずにご提出ください。
- 死亡届の記載事項証明書でご請求される場合、
死亡証明書（書類④）の提出は不要です。



▶注2 登録済の振込先口座への振込を希望される場合は、ご提示不要です。

解約返戻(還付)金・失効返戻(還付)金

ご契約が失効したのが
2016年1月1日より前の場合や、
国外滞在などで国内に
住民票がない場合は不要

① 保険証券 (保険証書)

保険証券（書）のご提出がで
きない場合でも、保険証券
(書)記号番号をご申告いた
だくこと等でご請求いただく
方法があります。

② 保険契約者の 本人確認書類

運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等

▶チェック① (P.18)

③ 保険契約者の 預貯金通帳 または キャッシュカード

口座番号が記載されて
いるもの（海外銀行は不可）

▶注1

④ 保険契約者の 個人番号(マイナ ンバー)カード 通知カード等

現住所・現氏名で
登録されているもの
個人番号通知書は不可



委任代理人さまが手続きする場合 上記に加えてつきの書類をご用意ください

⑤ 委任代理人の 本人確認書類

運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等

▶チェック① (P.18)

⑥ 委任する人の 委任状 様式4

⑭ 委任する人の 委任の意思を確認できる書類

印鑑登録証明書（発行後6か月以内）、
在留証明書（発行後6か月以内）、サイン証明書
(発行後6か月以内)、旅券（パスポート）、
運転免許証、個人番号カード等

▶チェック③ (P.18)

※顔写真のない証明書類の
場合、2種類ご用意いた
だく場合があります。

▶注1 登録済の振込先口座への振込を希望される場合は、ご提示不要です。

ご請求手続きをされる方が相続人等の場合は、続柄が確認できる戸籍抄（謄）
本等が必要となりますので、ご不明な点等がございましたらお問い合わせく
ださい。

▶問い合わせ先 P.20



目 満期保険金・生存保険金・学資祝金

① 保険証券 (保険証書)

保険証券（書）のご提出ができない場合でも、保険証券（書）記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただく方法があります。

② 受取人 の 本人確認書類

運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等
▶チェック① (P.18)

③ 被保険者 の 生年月日 確認書類

健康保険被保険者証、
運転免許証等
▶チェック② (P.18)

④ 受取人 の 預貯金通帳 または キャッシュカード

口座番号が記載されているもの（海外銀行は不可）

支払事由が2016年1月1日以前の場合や、
国外滞在などで国内に住民票がない場合は不要

⑤ 保険契約者 の 個人番号（マイナ ンバー）カード 通知カード等

現住所・現氏名で
登録されているもの
個人番号通知書は不可

⑥ 受取人 の 個人番号（マイナ ンバー）カード 通知カード等

現住所・現氏名で
登録されているもの
個人番号通知書は不可

学資保険の場合のみ
(成人保険・育英年金付を含む。)



⑦ 保険契約者 の 生年月日 確認書類

健康保険被保険者証、
運転免許証等
▶チェック② (P.18)

ご請求手続きをされる方が相続人、指定代理請求人、事務管理者等の場合や夫婦保険のご請求をされる場合は、続柄が確認できる戸籍抄（謄）本等が必要となりますので、ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

▶問い合わせ先 P.20



委任代理人さまが手続きする場合

上記に加えてつきの書類をご用意ください

⑦ 委任代理人 の 本人確認書類

運転免許証、
個人番号カード、
旅券（パスポート）等
▶チェック① (P.18)

⑧ 委任する人 の 委任状 様式4

⑨ 委任する人 の

委任の意思を確認できる書類

印鑑登録証明書（発行後6か月以内）、
在留証明書（発行後6か月以内）、サイン証明書
(発行後6か月以内)、旅券（パスポート）、
運転免許証、個人番号カード等
▶チェック③ (P.18)

※顔写真のない証明書類の
場合、2種類ご用意いた
だく場合があります。



保険金等請求の必要書類

「本人確認書類」「生年月日確認書類」「委任の意思が確認できる書類」に使用できる書類について

▶チェック① 「本人確認書類」に使用できる書類

※原本のご用意が必要です。



顔写真のある書類

- 運転免許証 ●旅券（パスポート）*1
- 個人番号（マイナンバー）カード など のうち **1点**

*1 2020年2月4日以降に発給申請した旅券（パスポート）には所持人記入欄がないため、住所が確認できる他の証明書類が必要となります。

※本人確認書類の住所が現住所でない場合、**顔写真のない書類** または **現住所が確認できる書類** を併せてご提出ください。

または

顔写真のない書類

- 健康保険被保険者証 ●国民健康保険被保険者証 ●国家公務員共済組合組合員証
- 地方公務員共済組合組合員証 ●国民年金手帳 ●後期高齢者医療被保険者証 など

上記のうち **2点*2** または **1点 + 現住所が確認できる書類**

*2 いずれか1点は現住所の必要があります。

現住所が確認できる書類*3

- 官公庁から発行された書類（住民票など）
- 在留証明書 ●外国政府の発行した書類 など

*3 有効期限のあるものは有効期限内のもの、有効期限のないものは発行から6ヶ月以内のものが必要です。

▶チェック② 「生年月日確認書類」に使用できる書類

※写しのご用意でも可能です。

- 運転免許証 ●健康保険被保険者証 ●国民健康保険被保険者証
- 国家公務員共済組合組合員証 ●地方公務員共済組合組合員証 ●国民年金手帳
- 後期高齢者医療被保険者証 ●戸籍謄（抄）本 ●住民票 ●旅券（パスポート） など

▶チェック③ 「委任の意思が確認できる書類」に使用できる書類

※原本のご用意が必要です。

- チェック①の黒枠内に挙げられている書類 ●印鑑登録証明書（発行後6ヶ月以内）
- 在留証明書またはサイン証明書*4（発行後6ヶ月以内） など

*4 サイン証明書に現住所の記載がない場合、あわせてパスポートの写しなど他の証明書類を求める場合があります。

パスポートの写しをご提出いただく場合は、顔写真のページ（氏名、生年月日、有効期限、発行番号等）、

所持人記入欄のページ（現住所）、日本国外務大臣之印があるページ（発行者名）の写しをご提出ください。

※顔写真のない証明書類の場合、2種類ご用意いただく場合があります。

※委任者本人名義の口座振込の場合など、請求内容によっては委任の意思確認書類が不要となる場合があります。



不明な点がございましたらご請求される前にお問い合わせください。

▶問い合わせ先 P.20

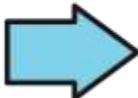
帰国されたら



✓ 帰国後のお手続き

海外渡航前に、**様式1** の「払込代理人設定届」により日本国内での代理人の設定をされていた場合で、「代理人さまの住所」と「帰国後の保険契約者さまの住所」が異なるときは、帰国後に住所変更の手続きを行ってください。

お手続き方法



日本で発行された
公的証明書類*1 を用意

郵便局・かんぽ生命支店で
住所変更のお手続き

*1 P.18 チェック① 黒枠内の書類または住民票をご用意ください。

住所変更の手続きは

郵送(メールオーダー) または マイページ でも受け付けています。

手続き方法は、かんぽ生命We bサイト
(<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/address.html>) をご覧ください。
※ご契約によっては、住所変更を受け付けられない場合があります。

お問い合わせ先一覧



海外からのお問い合わせ先

東京カスタマーサービスセンター お客さまサービスユニット

電話 **+81-3-6455-6315** (: 通話料はお客さま負担となります。)
(: 日本語のみの応対となります。)

受付時間(日本時間) 9:00~17:00 (土日休日、12月29日~1月3日を除きます。)

〒109-8792 東京都品川区北品川5丁目6番1号 大崎ブライトタワー
株式会社かんぽ生命保険 東京お客さま相談室

Zip Code 109-8792
Osaki Bright Tower 5-6-1, Kitashinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo, Japan
Tokyo Customers' Counseling Room of JAPAN POST INSURANCE



国内からのお問い合わせ先

かんぽコールセンター

フリーダイヤル **0120-552-950** (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

受付時間 平日 9:00~21:00／土日休日 9:00~17:00 (1月1日~1月3日を除きます。)

郵便局またはかんぽ生命の各支店窓口

受付時間 土日休日を除く 9:00~16:00 (ただし、一部の店舗では受付時間を変更している場合がございます。)



かんぽ生命 Web サイト

<https://www.jp-life.japanpost.jp/>

<https://www.jp-life.japanpost.jp/contact/>

各種お手続きの方法などがご覧いただけます。

個別のご契約に関するお問い合わせは、お電話でお願いいたします。



マイページ

かんぽ生命 Web サイトよりご登録いただけます。

ご留意いただきたいこと

※ 個別のご契約に関するお問い合わせの際は、あらかじめ、保険証券（保険証書）記号番号をお確かめください。

※ プライバシー保護のため、お問い合わせは、保険契約者さまからお願いいたします（保険金等のご請求に関しては、被保険者さままたは受取人さまからも受け付けています。）。

※ お電話の際は、おかげ間違いないようご注意ください。

※ 月曜日など休日明けは、お電話が混み合い、つながりにくい場合がございます。また、かんぽコールセンターでは、かんぽ生命の業務の運営管理およびサービス充実等の観点からお客さまからのお電話を録音させていただいております。あらかじめご了承ください。



チェック欄を使ってしっかり備えよう！

◎：必要 ○：備考欄に記載のケースを除き必要 —：不要

請求する保険金等

チェック欄	必要書類	請求人▶				書類例・様式	備考
		保険金	死亡給付金	失効返戻金	満期保険金		
	被保険者	死亡受取人	保険契約者	満期受取人等			
✓	保険証券(保険証書)	○	○	○	○	—	保険証券（書）のご提出ができない場合でも、保険証券（書）記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただく方法があります。
✓	請求人本人であることが確認できる書類 ▶チェック① (P.18)	○	○	○	○	運転免許証、個人番号カード、旅券(パスポート)	
✓	被保険者の生年月日確認書類 ▶チェック② (P.18)	○▶1	○▶1	○▶1	○▶1	運転免許証、個人番号カード、健康保険被保険者証、住民票、旅券(パスポート)	▶1 以前に提出済の場合は不要
✓	学資保険の場合 契約者の生年月日確認書類 ▶チェック③ (P.18)	○▶2	○▶2	○▶2	○▶2	運転免許証、個人番号カード、健康保険被保険者証、住民票、旅券(パスポート)	▶2 以前に提出済の場合は不要
✓	口座番号が確認できる書類	○▶3	○▶3	○▶3	○	預貯金通帳、キャッシュカード	▶3 振込先口座に支払う場合は不要
✓	受取人および契約者の個人番号がわかる書類	—	○▶4	○▶4	○▶4	個人番号(マイナンバー)カード、 通知カード	▶4 以前に提出済の場合、国内に住民票がない場合は不要
✓	夫婦保険・家族保険の場合 続柄証明書	○	○	○	○	戸籍抄(謄)本*2	夫婦保険等以外にも、相続人、指定代理請求人、事務管理者等がご請求手続きをする場合にも必要
✓	旅券(パスポート)	○	○	—	—	旅券(パスポート)原本 原本が提出困難な場合は理由書 様式7	
✓	入院・手術証明書(診断書)	○	—	—	—	様式5 または所在地・名称・医師の氏名・医師のサイン(または押印)が明記された任意の様式	要件を満たせば、入院事情書等の使用も可能
✓	医療機関の領収証	○	—	—	—	治療を受けた期間が記載されている領収証	提出が困難な場合や入院期間の記載がない場合は、理由書 様式8 を提出してください
✓	日本国外における入院等に係る事実確認の同意書	○	○	—	—	様式9	
✓	国外への渡航経緯および死亡理由書	—	○	—	—	様式12	
✓	支払事由が交通事故の場合 交通事故証明書	○▶5	○▶5	—	—	—	▶5 交付を受けていない場合は不要
✓	支払事由が不慮の事故の場合*1 事故報告書(交通事故用・その他用)	○	○	—	—	様式10	
✓	死亡証明書	—	○	—	—	様式11	
✓	被保険者の住民票(除票) または戸籍抄(謄)本	—	○	—	—	—	
✓	取引に関する新規届出書(個人用)	—	—	○	○	様式2	かんぽ契約で取引時確認済の場合は不要(機構契約は対象外)
✓	FATCA に係る自己宣誓書	○	○	○	○	様式3	米国への渡航や在住でない場合は不要
✓	氏名が変わっている場合 氏名の変更が確認できる書類	○	○	○	○	—	
✓	代理人が本人であることが確認できる書類 委任状	○	○	○	○	旅券(パスポート)、運転免許証、個人番号カード	印鑑がない場合はサインでも可(その場合は委任の意思を確認できる書類としてサイン証明書の提出が必要)
✓	委任代理人が手続きする場合 委任の意思を確認できる書類 ▶チェック④ (P.18)	○▶6	○▶6	○	○▶6	印鑑登録証明書、サイン証明書、在留証明書 本人しか使用できない公的書類	▶6 各種請求等に伴って支払われる保険金等を委任者本人名義の口座に振り込む場合は不要

*1 交通事故を含みます。

*2 夫婦保険の場合や相続人(遺族)や指定代理請求人が手続きする場合には、
続柄が確認できる戸籍抄(謄)本等が必要になりますのでお問い合わせください。

保険金等請求の必要書類一覧